



## 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（案）に対する意見

2019年11月22日

BSA | Software Alliance (BSA)<sup>1</sup> は、2019年10月23日付で意見募集にかけられました「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（案）」（以下「最終答申」といいます。）について、総務省（以下「貴省」といいます。）に意見を提出する機会に感謝致します。

BSA会員企業は、最新のデータ分析、機械学習及びIoT (Internet of Things)等、データ主導イノベーションの最前線におり、日本市場に多大な投資を行い、BSA会員企業提供の製品やサービスの利便性を日本の多くの企業や消費者が享受し、日本経済を支えていることを誇りに思っております。このことから、BSAは、最終答申及びこれがBSA会員企業と技術分野全般に及ぼし得る影響について強い関心を持っています。

私どもは利用者保護と競争促進という貴省の目標を支持しておりますが、最終答申において提案された事項を今後検討するにあたり、私どもは、前回中間答申に対して提出した意見<sup>2</sup>を再度強調するとともに、以下に記す見解と懸念を考慮していただくよう要望します。

### 第1部 第3章 グローバル課題への対応における政策の具体的方向性 第1節：電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保

最終答申では、日本国内に電気通信設備を有さない国外事業者に対して、電気通信事業法の適用を拡大し、「通信の秘密の保護」、「不当な差別的取り扱いの禁止」、「障害発生時の事故報告」、「電気通信事業の休廃止の周知」を義務づけることを検討すべきとしています。また、最終答申では、これらの義務を国外事業者に課すにあたり、電気通信事業法において新たな仕組みを検討すべきであるとしています。

最終答申では、同時に、事業者のグローバル展開を促進するために、国際的調和に向けた取り組みの重要性にも適切に言及しています。我々は、最終答申で提案されている電気通信事業法の域外適用が行われれば、当該目的が損なわれるリスクが生じ、むしろ、ソフトウェアを介したサービスを国境を越えて提供している事業者にとって、法や規律の国家

<sup>1</sup> BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、政府やグローバル市場において、世界のソフトウェア産業を代表する主唱者です。BSAの活動には、Adobe, Akamai, Amazon Web Services, Apple, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, Cadence, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, DocuSign, IBM, Informatica, Intel, MathWorks, Microsoft, Okta, Oracle, PTC, Salesforce, ServiceNow, Siemens PLM Software, Slack, Splunk, Symantec, Synopsys, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, Twilio, Workdayが加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

<sup>2</sup> 2019年6月27日付で提出しました、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 中間答申（案）に対する意見」をご参照ください。 <https://bsa.or.jp/wp-content/uploads/20190627j.pdf>

間分断という状況もたらずことを懸念しています。このようなアプローチは、他国が日本企業に自国の法を課すことを助長することにもなりかねず、利用者保護の強化にはならず、市場において企業と消費者双方の混乱をまねき、グローバル市場で事業展開している多国籍プラットフォーム事業者にとっては法的義務の不一致という状況をもたらすこととなります。

従って、我々は貴省が電気通信事業法における義務を世界中で適用させることに努めるのではなく、企業と共に既存また今後のベストプラクティスを活かし、消費者保護とデジタル経済への信頼性を高めることに取り組むことを求めます。この目的を効果的に達成し、懸念を解消するために、「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」を含む、国際会合の場を活用すべきです。国内また国際的ソフトウェア・サービス事業者の意見を取り入れることで、自由な越境データ移転や革新的で新しいソフトウェア・サービスを世界的に促進する政策に関し、国際的調和を確保することが可能になります。<sup>3</sup>

また、ステークホルダーと協働しながら、検討されている電気通信事業法改正や域外適用の対象範囲となる事業者およびサービスを明確化していくことを推奨します。ソフトウェア事業者が異れば、消費者にとってのリスクも異なります。クラウドサービス事業者（以下、CSPと言います。）等企業向けサービス事業者は、最先端のセキュリティ技術や手順に投資しており、消費者と直接やり取りしているコントローラー（管理者）である企業顧客の指示に従ってプロセッサ（処理者）として事業をしております。国境を超えるサービスを提供しているCSPは、個人情報を含む情報の保護に関して、顧客との契約によって約束した義務を果たしています。そして、CSPおよびCSPと企業顧客間の契約は、既に個人情報保護法のような個人データに関する保護法に準拠しています。従って、クラウドコンピューティングサービス事業者のような、企業向けのソフトウェアを介したサービスは電気通信事業法の域外適用から明確に除外することを求めます。

## 第2部 第5章 プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方 第6節 今後の検討の方向性及び取組状況等

最終答申では通信の秘密の域外適用が提案されています。また、プラットフォームサービスに関する研究会の構成員から、通信の秘密以外の個人情報保護について電気通信事業法においても一定の手当てを行う必要があるのではないか、との指摘も紹介されており、これには電気通信事業法のさらなる改正が必要になるかもしれません。一方、しばしば指摘されるように、通信の秘密の範囲に何が含まれるかに関しては、十分に明確になっておりません。適用範囲の不確実性、また、総務省と個人情報保護委員会の権限が重複することは、日本における事業者にとって事業の予見性を損なわせ、不要な負担を強いることになり、イノベーションの減速につながりかねません。

本年6月の意見書に記載しました通り<sup>4</sup>、個人情報保護法によって、日本政府は原則に基づく、結果を重視したアプローチをプライバシーとデータ保護に関して採用してきました。利用目的の範囲内での個人情報の利用と、最新のプライバシー・ポリシーを明確に示しながら、オープンで透明性の高い態様による個人情報管理をすることを企業等に求める個人情報保護制度がすでに確立しています。

個人情報保護法の実施は、個人情報保護委員会が監督しており、国外事業者による開示

<sup>3</sup> 脚注2をご参照ください。

<sup>4</sup> 脚注2をご参照ください。

及び漏えいに対して措置を講じる権限を個人情報保護委員会は有しております。また、執行機関を含む海外の関連するステークホルダーとの継続的な対話を通し、日本における個人情報の保護と活用を確保し、他国の個人データ保護法制度との国際的相互運用性を維持する上で強力な立場を有しています。実際、今年に入り、日本のプライバシー保護制度は、EUと同等であるとして欧州委員会から十分制認定を受けた数少ない制度の一つとなりました。<sup>5</sup>

上記またその他の理由から<sup>6</sup>、**我々は個人データ保護と消費者のプライバシーに関する主たる監督と実施を個人情報保護委員会が継続することを求めます。**二つ、もしくはそれ以上の行政機関が、国外事業者に対して同様もしくは重複する行為への執行権限を有する制度は、プライバシーに関する独立した中央当局としての個人情報保護委員会の重要性を弱めることになり、日本の利用者にサービスを提供する多くのソフトウェア・サービス事業者に混乱を生じさせます。

貴省が、特定状況下における個人情報保護に関する妥当な追加のガイダンスが必要であると考えた場合、当該ガイダンスは、新たな階層の規範的要件を設けるのではなく、現行の個人情報保護制度に従って策定及び実施すべきと考えます。また、当該ガイダンスは、事業活動における現在の柔軟性を継続的に維持するものであることが重要です。また、当該ガイダンスがステークホルダーの意見を取り入れながらまとめられ、個人情報保護委員会の元で正当な事業運営が可能となる現行の柔軟性が保たれることが重要です。

## 結論

デジタル・プラットフォーマーが競争及び消費者保護に対して与える影響による諸課題への対処は、必ずしも日本独自の課題ではありません。BSA は、これらの課題について、世界中の政府、政策立案者及び業界団体と数年に亘り議論を行ってきました。私どもの経験では、最も成功する規律は、比例的で、原則に基づき、結果に重点を置き、過度に規範的ではなく、ステークホルダーの意見を取り入れたものです。そして、データプライバシー及び消費者保護において効果的なルールは、消費者の権利強化や期待に就くと同時に、イノベーションや最先端の製品・サービスの商業化を可能にするものであるべきです。

BSA は、本重要事項に関して、日本政府とさらに意見交換をさせていただき、効果的な規律の策定に適宜協力していただけることを期待しております。

以 上

---

<sup>5</sup> <https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/310123/>  
[https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/adequacy-decisions\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/adequacy-decisions_en)

<sup>6</sup> 脚注2をご参照ください。